

日本国農林水産省と

ブラジル連邦共和国農業・畜産省、ブラジル連邦共和国農業開発・家族農業省との間の

協力覚書

日本国農林水産省、ブラジル連邦共和国農業・畜産省及びブラジル連邦共和国農業開発・家族農業省（以下、合わせて「両参加者」といい、個別に「参加者」という。）は、

日本国及びブラジル連邦共和国の関係を規定する友好と連帯の絆を強固なものにすることを確固たる目的として実施し、

両参加者間の友好関係及び衡平、互恵及び相互利益の原則に基づき、両国間の農業協力を促進する意志を考慮し、

両国の経済発展、社会及び国土の持続可能な管理において、農業及び食料が中心的な役割を担っていることを認識し、

両国の農業及び食料の持続可能な発展を促進するために協力するコミットメントを再確認し、

2014年に設立された日伯農業・食料対話の重要性を想起し、

それぞれの国における現行の法令に従って、以下の認識に達した。

第1項 目的と範囲

本協力覚書（以下「MoC」という。）は、農業及び食料システムの分野における幅広い発展の促進を主な目的としている。特に、持続可能な生産、穀物の安定供給、食品安全、貿易・投資の促進、動物衛生、植物防疫、農業投入資材、畜産投入資材、収穫前後の加工及びインフラ、農業機械及び農業における気候リスク管理のための政策枠組みなどであるが、これらに限定されるものではない。

第2項 協力の形態

本 MoC に基づく協力の形態には、以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。

- a. 農畜産業投入資材や、農業開発及び家族農業に関する政策に関する情報や経験の交換
- b. 技術的な視察及びインターンシップ
- c. 戦略的利益に関する研修、シンポジウム、セミナー、フォーラム及び会議

- d. 技術的な参考情報資料の共同出版
- e. 展示会や貿易ミッションを含む、貿易促進及び投資のための戦略的な行動の実施
- f. 両参加者が、それぞれの国の法律に従い相互に同意した、その他の形態の協力

第3項 実施

1. 両参加者の技術的な分野間での相互交流を可能にするため、特定の関心分野を含む実施文書が作成され、協力テーマは詳細に記述される。

a. 実施文書は、両参加者間で同意された協力内容に従って、随時更新される。

2. 可能であれば、技術的な分野の代表者で構成される共同作業部会が設置され、その目的は以下のとおりである。

a. 両参加者の責任の下にあって、協力の可能性がある、協力の関心分野を特定する。

b. 本 MoC の下で定義された活動及び措置を計画し、実施し、監視し、及び評価する。

c. 本 MoC を実施するために必要な行動及び措置を盛り込んだ実施文書を作成し、更新する。

共同作業部会の設置に当たっては、最適な相乗効果を達成し、重複を避け、最も効果的な方法を模索するために、既存のメカニズムや慣行を十分に考慮しなければならない。

3. 前項に従って設置された共同作業部会は、少なくとも年1回開催する。

a. 会合は、オンライン上又は対面で開催することができる。

b. 利害関係者を各会合に参加させることができる。

4. 本 MoC の実施は、両国の法令に従うものとする。

第4項 予算

1. 本 MoC は、いずれの参加者にとっても金銭的な約束を伴うものではない。

2. 本 MoC の実施に必要な経費は、予算の範囲内で各参加者が負担する。

3. 本 MoC に基づいて実施される活動の財政面については、それぞれの国内法に従って、両当事者間で書面により同意し、実施文書に掲げるものとする。

第5項 協力覚書の性質

1. 本 MoC は、いかなる拘束力のある権利又は義務を創設することではなく、それぞれの国の他の二国間及び多国間の国際約束から生じる義務に影響を与えるものではない。
2. 本 MoC 及び本 MoC から生じる活動は、両参加者がそれぞれの国内法に従い、その権限の範囲内で展開されるものであり、両参加者及びそれぞれの国に対して国際的義務を生じさせるものではない。

第6項 知的財産及び情報の機密性

1. 両参加者は、それぞれの国において効力を有する国内法及び国際約束を考慮して、本 MoC の実施によって生じる知的財産権を保護するために必要な措置を執る。
2. 本 MoC の実施に伴う知的財産権の問題は、それぞれの国の国内法及び適用される国際規約に従って処理される。
3. 提供された文書及び情報の機密性は、本 MoC の終了後も維持される。

第7項 紛争解決

1. 本文書に関して論争が生じた場合、両参加者は、本 MoC の署名によって、両参加者を活気づける相互協力の精神に基づき、両当事者間の誠意と共通の意思の原則に従い、あらゆる可能な手段によって友好的な解決を図ることを約束する。

第8項 達成のための措置

1. 本項の目的を達成するため、両当事者は以下のことを実施する。
 - a) 本 MoC の下で実施される活動を点検し、監視し、及び評価する。
 - b) 本 MoC に関連するイベントへの代表者の出席を保証する。
 - c) 本パートナーシップの範囲内で実施される活動を文書化し、提供することを目的として、必要な守秘義務を損なうことなく、想定される活動を実施するために必要な情報を提供し、又は利用可能な資料を作成する。

第9項 期間、修正及び終了

1. 期間 - 本 MoC に基づく協力は、署名と同時に始まり、5年間継続するものとし、以降、自動的に更新される。
2. 修正等 - いずれの参加者も、外交ルートを通じて、書面により、本 MoC の修正を要求することができる。修正は、両参加者が同意した日に本 MoC の一部となり、本 MoC の不可欠な一部を構成するものとする。

3. 終了 - いずれの参加者も、本 MoC の存続期間が終了する前に本 MoC の終了を希望する場合には、他の参加者に対し、少なくとも 6 ヶ月前に本 MoC の終了を意図する旨、書面による通知を行うこととする。
4. 終了の場合、本 MoC に基づき、準備中又は実施中の活動は、両当事者が別途同意しない限り、終了まで継続するものとする。
5. 一方的な終了は、いかなる種類の補償も両参加者に与えないものとする。
6. 本 MoC の終了時に進行中の作業については、両参加者の判断により、完了まで継続し、又は早期に中止することもできる。

一般的事項

両参加者は、日本語、ポルトガル語及び英語の原本 3 部に署名し、これらの文書は等しい価値、内容及び形式を有する。

2024 年 月 日、にて署名。

日本国農林水産大臣
坂本 哲志

ブラジル連邦共和国農業・畜産大臣
カルロス・ファヴァロ

ブラジル連邦共和国農業開発・家族農業大臣
パウロ・テイシェイラ